

【公表】

整理番号	98
契約番号	5農振財契第1251号
件名	森林循環促進事業(不成績造林地対策)委託(西多摩郡檜原村樋里地内)(その3)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡檜原村樋里地内
概要	不成績造林地対策工 2.29ha
契約期間	契約確定の日から令和6年6月3日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者であること。</p> <p>②東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。</p> <p>③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年3月6日(水) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年2月9日(金)午前10時から令和6年2月19日(月)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	<p>以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。</p> <p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p> <p>(8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室</p> <p>住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内</p> <p>電話 0428-20-8134</p>

特記仕様書

委託件名：森林循環促進事業（不成績造林地対策）委託（西多摩郡檜原村樋里地内）（その3）

委託期間：契約確定の日から60日間

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下、「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」、「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」
- 3) 令和5年度 森林循環促進事業等に係る労働安全基準書

第5条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第10条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第11条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第12条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第13条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第14条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式-12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- | | |
|-----------------|----|
| 1) 施業記録写真帳 | 1部 |
| 2) 状況報告書（記録の報告） | 1部 |

第3章 貸与資料

第16条 受託者は、必要に応じて下記資料の写しの提供を受けることができるものとする。

- 1) 令和5年度 植栽苗木活着調査委託 成果品

第17条 上記資料の貸与を希望する場合、借用書（様式任意）を提出するとともに、委託完了後は受託者の責により廃棄すること。

第4章 施業

第18条 植栽

- 1) 東京都産の苗木を使用すること。市場の供給量からこれによりがたい場合は監督員の確認を得ること。
- 2) 苗木の品質については、受託者の責において活着に問題が無いことを確認すること。
- 3) 「材料搬入内訳調書」に出荷証明書を添付して提出すること。
- 4) 植栽開始前に「植栽計画図」を提出し、監督員の確認を受けること。
- 5) 植栽密度は3,000本/haとし、苗間・列間距離及び植栽密度が均等になるように植栽すること。
- 6) 施業範囲内に存する岩盤及び根株等を回避して植栽した場合、当該箇所について第15条で規定する「状況報告書」において報告すること。
- 7) 植栽時期は、曇天や降雨直前等といった森林土壌が適度に保水している状況とし、やむを得ずこの状況を守れないときは、苗木の乾燥防止に留意すること。

第19条 植付け方法

- 1) 植穴周囲の落葉、下草等は取り除き、苗木の根を十分考慮し植穴を作ること。
- 2) 日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを

得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意すること。

第20条 仮植

- 1) 裸苗は、日陰・適湿の土地であって雨水の停滞しない適切な場所に、受領後速やかに仮植すること。
- 2) 苗木の根が曲がらないように、最下枝がやや埋まる程度の深さまで仮植すること。
なお、徒長した根は切断して仮植すること。
- 3) 仮植後の踏み付けは十分に行ったうえで再び軽く土を多い、乾燥を防ぐため日中はこも等で日除けをすること。

第21条 運搬

- 1) 苗木の梱包に使用するこも等の処理は、受託者が行うこと。
- 2) 小運搬の限度は1日の植付け可能本数とし、根部の乾燥及び枝葉の蒸れを防ぐよう留意すること。
- 3) 苗木の持ち運びには必ず苗木袋を使用し、苗木の根を露出させないこと。
- 4) 苗木の運搬にあたりドローンを使用する場合には、事前に発注者宛協議書を提出のうえで承諾を得ること。

第22条 枯補償

受託者は、苗木の活着について、委託完了後も次の定めにより、適切な措置を講じなければならない。

- 1) 天災、その他やむを得ないと認められる場合以外であって、受託者の責に帰すべき理由により、植栽した苗木の4割以上が枯死した場合は、受託者の負担により植替えを行うこと。この場合、受託者は、原則として活着済みの苗木等と同等以上の規格のものを使用すること。
- 2) 石や礫の堆積地、風衝地、匍行土等苗木の活着が困難となる箇所については、その区域を明示して協議を行うことで、活着率の算出範囲から除外することができる。
- 3) 植栽中もしくは植栽後、高温や乾燥した天気が続くことで、苗木の活着が困難と思われる場合には、その旨を監督員に報告すること。

第23条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者、周辺工事等との連絡を密に取りトラブル等が起きないように十分注意すること。
- 2) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底するとともに、消火器材を備えること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 3) 本仕様書において規定されていない項目については、監督員と協議すること。